

報道関係者 各位

医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業

1 モデル事業の趣旨・目的

平成30年4月からの精神障害者の法定雇用率の算定基礎の対象への追加を踏まえて、精神障害者の就労支援策を充実・強化することが求められていますが、精神障害者の雇用促進のための重要な関係機関である精神科医療機関との連携については、一部のハローワークにおいて工夫が見られるものの、具体的な連携体制が構築できている例は少ない状況です。

このため、神奈川県労働局は、平成28年4月12日に相模原公共職業安定所と医療機関である学校法人北里研究所北里大学東病院と、平成28年6月28日に医療法人社団増田厚生会橋本こころのクリニックとの間で協定を締結し、精神障害者に対する就労支援を実施することといたしましたので、お知らせします。

なお、平成28年度においては、神奈川県労働局を含めて全国22の都道府県労働局でモデル事業を実施しております。

2 モデル事業の実施内容

医療機関の就労支援プログラムを利用し、就職を希望する障害者一人ひとりに対して医療機関とハローワークの担当者が中心となって就労支援チームを結成し、就職から定着まで一貫した支援を以下のとおり実施します。医療機関は作業療法士や臨床心理士、ハローワークは就職促進指導官や就職支援コーディネーター、精神障害者雇用トータルサポーターなどが担当します。【別添資料参考】

- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の書き方等）、職業訓練のあっせん等
- (2) 職場実習等の機会の積極的な提供
- (3) 医療機関とハローワークの担当者によるケース会議の開催
- (4) 就職後の職場定着支援の実施